資料３

モニタリングについて

１　概要・目的

提案書に基づく取組み内容を検証するため、県民会議委員によるモニタリングを実施する。

モニタリングで得られた成果は、当該事業のみならず、県民会議を構成する各団体の取組みに反映させることにより、バリアフリーの街づくりの推進に向けた取組の改善に資する。対象事例及び団体は県民会議で選出し、モニタリング実施後、直近の県民会議で結果を報告する。

２　過去のモニタリング実施記録

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 対象事例・対象団体 |
| 第１回平成26年１月19日 | ユニバーサルデザイン親子体験講座2013【神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所】 |
| 第２回平成28年１月14日 | 視覚障害者への理解・啓発事業の実施（小中学校の総合学習への協力）【ＮＰＯ法人神奈川県視覚障害者福祉協会】 |
| 第３回平成28年９月27日 | 知的障害・発達障害者への理解・啓発事業の実施【座間キャラバン隊】 |
| 第４回平成30年２月23日 | 音楽活動による知的障がい者の就労支援【特定非営利活動法人　Ｍｕｓｉｃ　ｏｆ　Ｍｉｎｄ】 |
| 第５回平成31年３月22日 | ファンケルメイクセミナー【株式会社ファンケル】 |

３　令和４年度の実施について

　参考資料４の「提案内容の実践及び先進事例について」もしくは、参考資料５の「神奈川県バリアフリー街づくり賞」の受賞事例等の事例の中から、モニタリング対象事例を選定する

４　モニタリング実施要領の改正について

　令和３年３月に書面開催で実施した第19回県民会議にて、UD2020行動計画や障害の社会モデルの観点から、モニタリング実施要領第４条の改正の必要性が意見として挙げられた。

現行のモニタリング実施要領第４条には「利用者の視点」という部分があり、そこに当事者参加も含めて考えているが、当事者参加は非常に重要な要素であることや要領を策定してから年数が経過していること等から、今後モニタリング実施要領の見直しを行う。

【改正案（第４条）】

（検証項目等）

第４条　現地確認は、対象事例が行う取組み内容を検証し、その結果を必要に応じて今後の取組みの改善や他団体等での活動に反映させるため、以下の項目を対象に実施する。

(1) 先進性

バリアフリーの街づくりに向け、モデルとなるような先進的な取組み内容となっているか。

(2) 共感性

バリアフリーの街づくりのため、新たな気づきや障害者理解を深めることが可能か。

(3) 当事者の視点・当事者参加と県民ニーズの反映度

当事者の視点を重視し、当事者参加をどのように行って、取組の企画・実施に反映しているか。また、県民ニーズを的確に反映するなど、その取組が、利用者や県民から高く評価・支持されているか。

(4) 波及効果

他の取組みにも広く普及することが可能であるとともに、それが期待できるか。

(5) その他

　　　対象事例に応じグループが必要と判断した検証項目

２　対象事例に対する評価、格付など事例別の優劣決定等の序列化を行うことがモニタリングの目的ではないことから、結果の点数化等は行わない。

（現行）

バリアフリーの街づくり取組み推進状況モニタリング実施要領

（目的）

第１条　神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）の構成団体等（以下「構成団体等」という。）が取り組むバリアフリーの街づくりに向けた取組み（以下「取組み」という。）の中から、対象事例を選定して現地確認（以下「確認」という。）を行い、その成果を必要に応じて対象事例や他の団体の取組み事例に反映させることにより、構成団体等による取組みの改善に資することを目的とする。

（対象事例の選定）

第２条　対象事例は、あらかじめ県民会議事務局（以下「事務局」という。）が構成団体等に照会して回答のあった取組み事例の中から、県民会議において選定する。

２　前項で選定された対象事例の団体等に対する確認に係る連絡調整等は、事務局が行う。

（実施方法）

第３条　前条で選定された対象事例の確認は、県民会議の委員により構成されたグループ（以下「グループ」という。）により実施する。

２　グループにはグループリーダー（以下「リーダー」という。）１名を置く。リーダーは、県民会議において選定されたリーダー候補者の中から、合議により対象事例ごとに選定する。

３　リーダー以外のグループのメンバーは、リーダーの指名により選定する。

４　確認は、原則として、当該対象事例の実施状況を目視する方法により行う。

５　確認に当たり、必要に応じて当該対象事例の団体等の関係者や参加者等にヒアリングを行うことができる。ヒアリングを行う場合は、当該対象事例の円滑な進行に支障がないよう、実施方法等について、事前に当該対象事例の団体等の関係者と十分調整を行うものとする。

６　確認終了後、リーダーは、別記様式１の報告書（以下「報告書」という。）を事務局に提出する。

７　事務局は、報告書を当該対象事例の団体等に送付する。

８　リーダーは、報告書の内容について、直近の県民会議で報告する。

９　事務局は、当該対象事例の団体等に対し、第７項の結果送付から１年程度を経過した後、別記様式２に基づき、結果を踏まえた対応状況等のアンケート調査を行うとともに、直近の県民会議でその結果を報告する。

（検証項目等）

第４条　現地確認は、対象事例が行う取組み内容を検証し、その結果を必要に応じて今後の取組みの改善や他団体等での活動に反映させるため、以下の項目を対象に実施する。

(1) 先進性

バリアフリーの街づくりに向け、モデルとなるような先進的な取組み内容となっているか。

(2) 共感性

バリアフリーの街づくりのため、新たな気づきや障害者理解を深めることが可能か。

(3) 利用者の視点と県民ニーズの反映度

利用者の視点を重視するとともに、県民ニーズを的確に反映するなど、その取組みが利用者や県民から高く評価・支持されているか。

(4) 波及効果

他の取組みにも広く普及することが可能であるとともに、それが期待できるか。

(5) その他

　　　対象事例に応じグループが必要と判断した検証項目

２　対象事例に対する評価、格付など事例別の優劣決定等の序列化を行うことがモニタリングの目的ではないことから、結果の点数化等は行わない。

（その他）

第５条　モニタリングの実施に当たり、この要領に定めのない事項が生じた場合は、グループで協議の上決定する。

２　前項において、グループが必要と判断した場合には、事務局に意見等を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成25年12月19日から施行する。

（様式１）

バリアフリーの街づくり取組み推進状況モニタリング現地確認結果報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事例名 |  |
| 対象団体名 |  |
| 現地確認日時 | 　　年　　月　　日（　　）　　：　　　～　　： |
| モニタリンググループ | 〔リーダー名〕 |
| 〔メンバー名〕 |
| 検　　証　　項　　目 |
| 先進性 |  |
| 共感性 |  |
| 利用者の視点と県民ニーズの反映度 |  |
| 波及効果 |  |
| その他 |  |
| 所見 |  |

（様式２）

バリアフリーの街づくり取組み推進状況モニタリングに係るアンケート票

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事例名 |  |
| 対象団体名 |  |
| 担当者部署・氏名 |  |
| 連絡先電話番号 |  |

１　上記事例について、モニタリングの実施後、取組み内容の改善を行いましたか。該当する番号に○を付け、カッコ内に記載した照会事項を御記入ください。

（１）実施した（主な改善点を御記入ください。また、必要に応じて資料等を添付してください。）

　　　　　※改善にあたり、モニタリングの実施結果を参考にしましたか。

　　　　　ア　参考にした

　　　　　イ　一部参考にした

　　　　　ウ　参考にしなかった

（２）実施しなかった（実施に至らなかった理由を御記入ください。）

２　モニタリングの結果は参考になりましたか。該当する番号に○を付け、その理由を御記入ください。

（１）参考になった

（２）参考にならなかった

３　その他、モニタリングについて御意見、御要望があれば御記入ください。

御協力ありがとうございました。